

公益財団法人今堀奨学金育英会奨学事業の「しおり」

令和7年度生募集について

奨学事業の趣旨

事業地域（大津市、高島市）の高校に在籍し、人物・学業ともに優れ、健康でかつ向学心にもえながら、経済的事情により高等学校を続けることが困難な子弟を対象に奨学金を給付し、優秀な人材の育成を図り、地域社会の発展に寄与しようとするものであります。

奨学事業の実施要綱

1. 奨学生の募集

4月の月上旬、事業地域内の高等学校長に、奨学生の募集並びに推薦について依頼します。

2. 奨学生募集に関する連絡

学校長は奨学生の募集について、全校生徒に連絡してください。

3. 奨学生希望の申し出および推薦

- 1) 奨学生を希望する生徒は係の先生に申し出てください。
- 2) 申し出のあった生徒の中から学校で奨学生を推薦してください。

4. 奨学生推薦の基準

- 1) 「奨学事業の趣旨」にあげる条件を充たし、かつ規則正しい生活習慣を身につけていること。
- 2) 事業地域の高校に在籍している生徒であること。
- 3) 推薦人員は1校10名程度とします。

5. 奨学生推薦の手続き

- 1) 奨学生を希望する生徒に「奨学生願書」(別紙様式)を提出させてください。
- 2) 奨学生願書により、推薦基準を満たす生徒のうち、推薦する生徒の「奨学生推薦書」(別紙様式)を作成してください。
- 3) 「奨学生推薦名簿」(別紙様式)に、奨学生願書、奨学生推薦書および最新の市町村の所得証明(令和5年度所得分)を添えて、5月10日(必着)で当会へ提出してください。

令和6年度所得分の所得証明は募集時期にはまだ発行されません

- 4) 継続奨学生については、先に提出の奨学生願書および推薦書内容に特に変動のない限り、上記の書類の提出は必要ありません。

ただし、継続奨学生を希望されるときは、奨学生推薦名簿に必ず記入してください。

6. 奨学生の選考と採用通知

- 1) 5月下旬開催の当会奨学生選考委員会において、推薦生徒について審査し選考します。
- 2) 選考結果については、採用奨学生に限りすぐ各学校長に通知します。

7. 奨学生採用後の手続き

- 1) 奨学生採用通知に、奨学生の誓約書用紙を同封いたします。
- 2) 誓約書用紙を奨学生に交付し、必要事項を記入捺印し、とりまとめて6月中に当会へ提出してください。

8. 奨学生の心得

- 1) 奨学生は規則正しい生活習慣を身につけ、資質の向上に努めること。
- 2) 学業成績の不振や、規律等を乱す行為を行ったり、また家計が好転した場合に奨学生の辞退をもとめることがあります。

9. 奨学生の給与額と給与期間

奨学給与金は月額 6,000 円、給与期間は、奨学生採用の時から最短就学年限とします。

10. 奨学金の給与

- 1) 奨学金は2か月分まとめて前月に、当該高校の銀行預金口座に振り込み送金します。ただし、4、5、6、7、8月分については6月末に一括送金をします。
- 2) 奨学金は、何月分であることを告知して本人またはその保護者に給与してください。
- 3) 奨学金を給与したときは、その都度、奨学金受領書（連記式も可）をもとめます。
- 4) 奨学金受領書は、年間分をまとめ各年度末までに当会に送付してください。

11. 報告

毎年度末に、卒業生、在学生のいずれかに関わらず奨学金が生かされた内容の報告をするように、奨学生にご指導くださいますようお願いいたします。なお、学校長におかれましては別紙様式に則り奨学生のその年度の動向をご報告ください。提出期限は3月31日とします。

必ず報告を頂きますようお願い申し上げます。

奨 学 生 願 書

住所			
名前	男 ・ 女	平成	年 月 日生
学校名		学年	科

奨学生を希望する事由 1. 家庭内に収入のある方は全員記入のこと
 2. 家庭事情等記入のこと

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

公益財団法人 今堀奨学金育英会 殿

本 人

保護者

印